

WiMAX 対応端末販売規約

UQ コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が開設するウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）において、この WiMAX 対応端末販売規約（以下「本規約」といいます。）に基づき WiMAX サービス（当社から卸電気通信役務の提供を受けて他の電気通信事業者（当社が別に定める者に限ります。以下「提携事業者」といいます。）が提供するものを含みます。以下同じとします。）に対応した端末機器及び付属品（以下「本商品」といいます。）を販売します。

（本規約の適用）

- 第 1 条 お客様は、本商品の購入にあたっては、本規約に同意していただく必要があります。当社は、お客様が本商品の購入を申し込んだ時点で、本規約の全ての内容に同意したものとみなします。
- 2 当社が本サイトに別途提示する諸規定は、それぞれ本規約の一部を構成します。

（本規約の変更）

- 第 2 条 当社は、お客様の承諾を得ることなく、合理的と認められる範囲で本規約その他本規約に付随して当社が別に定める事項（以下「本規約等」といいます。）を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本規約等によります。
- 2 当社は、本規約を変更する場合は、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページ若しくは本サイトに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

（端末売買契約の申込みができる者の条件）

- 第 3 条 本サイトにおいて本商品の購入に係る契約（無償で本商品を提供する場合を含み、以下「端末売買契約」といいます。）の申込みができる者は、当社又は提携事業者との間に WiMAX サービスの提供に係る契約を締結しているお客様に限ります。

（端末売買契約の申込み）

- 第 4 条 端末売買契約の締結を希望するお客様は、当社所定の方法により本サイト上で必要事項を入力し、本規約等に同意のうえで申し込んでいただきます。
- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の申込みを承諾しないことがあります。
- (1)お客様が法人その他の団体の場合。(2)お客様が他の端末売買契約に基づき購入した本

商品について、配送業者から当社に対し、お客様への引渡し完了した旨の連絡がなされていない場合。

- (3)お客様が修理等のために au ショップ等へ端末機器を預け入れている場合。
- (4)お客様が当社の端末補償サービス利用規約に定める端末補償サービスを利用している場合であって、当該規約に基づき請求された端末機器の交換が完了していないとき。
- (5)お客様が前項の申込みにおいて当社に対して虚偽の申告を行った場合。
- (6)お客様が本規約等に基づき生じる債務の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合。
- (7)お客様が未成年者等であって、端末売買契約の申込みにあたって法定代理人等の同意を得ていない場合。
- (8)本商品の配送先として日本国外の住所が指定されている場合。
- (9)その他当社が申込みを承諾することにつき不相当と判断した場合。

(端末売買契約の成立)

第 5 条 端末売買契約は、当社が前条に基づく申込みの受付を完了し、これを承諾した時点で成立するものとします。

- 2 前項の契約成立の承諾通知は、お客様が本サイト上で入力した電子メールアドレスへの電子メールの送信をもって行います。
- 3 当社は、端末売買契約が成立した場合は、そのお客様が WiMAX サービスの提供を受けている提携事業者に対し、本商品の購入日及び端末識別番号等の情報（お客様が端末売買契約と同時に当社が提供する端末補償サービスに係る利用契約を締結したときは、その旨を含みます。）を通知します。

(販売代金等)

第 6 条 本商品の販売代金及び送料その他の諸費用（以下「販売代金等」といいます。）は、本サイトにおいて表示するものとします。

(支払方法)

第 7 条 お客様は、当社が別途指定する方法に従って、当社へ販売代金等を支払っていただきます。

(本商品の引渡し及び所有権の移転)

第 8 条 当社は、当社の指定する配送業者により本商品を配送するものとします。

- 2 当社は、端末売買契約の締結に際してお客様から申告のあった配送先住所へ本商品の配送を行います。かかる配送の完了をもって、当社の売り主としての引き渡し義務が履行されたものとします。

3 本商品の所有権は、本商品の引渡し完了した時点で、当社からお客様へ移転するものとします。

(本商品の交換)

第9条 当社は、お客様の責めに帰すべからざる事由による破損、汚損又は水濡れその他の不具合が本商品に生じている場合であって、その出荷日から起算して14日以内に当社所定の窓口へその旨の連絡があったときに限り、本商品の交換に応じるものとします。この場合、交換に要する送料は、当社が負担するものとします。

(端末売買契約の解除)

第10条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客様へ通知のうえ、端末売買契約を解除することができるものとします。

- (1)お客様が本規約等に違反したとき。
- (2)お客様が支払期限を過ぎてもなお販売代金等の支払いを行わないとき。
- (3)お客様が指定した配送先に本商品を配送したにもかかわらず、お客様の不在等により本商品の引渡しができなかったとき。

2 お客様都合による端末売買契約の解除を行うことはできません。

(端末売買契約の解除があった場合の取扱い)

第11条 お客様は、前条第1項の定めに基づき端末売買契約の解除があった場合は、自己の責任と費用負担において、当社が指定する期日までに、当社が指定する場所へ当該商品を返還していただきます。

- 2 当社は、端末売買契約の解除に伴い返金を要する場合は、当社に対する本商品の返還が完了した後、当社所定の方法により返金を行います。
- 3 お客様は、第1項の期日を経過してもなお当該商品を返還しなかった場合又は返還された当該商品にお客様の責めに帰すべき事由による破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、当社に対し、その端末売買契約が解除された時に同一商品に設定されている販売価格(条件に応じて複数の価格が設定されていた場合は、そのうち最高の価格とします。)と同額(第2項による当該商品にかかる当社からの返金が未了の場合は、その販売価格から当該返金額を控除した額)を支払わなければならないものとします。

(個人情報の取扱い)

第12条 当社は、本商品の販売にあたってお客様から取得した個人情報について、当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。

(不正申込の取扱い)

第 13 条 当社は、本商品の購入の申込みに関して、本商品の配送がなされたかどうかにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為があったと推定した場合、本人確認のためにその申込みの支払いに係るクレジットカードの名義人及びその発行会社に対して、その申込みに係る情報を開示するものとします。

2 当社は、本商品の購入の申込みが本人によるものでないと判断したときは、その端末売買契約を無効とします。

(免責)

第 14 条 当社は、本サイトの利用及び本サイトにおいて販売される本商品に関連してお客様その他第三者が被る損害、損失、不利益について、本規約等に定めるほかは、当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切責任を負いません。

(法令等の遵守)

第 15 条 お客様は、本サイトにおいて購入した本商品について、関連する全ての法規、規則及び命令等を遵守していただきます。

(合意管轄裁判所)

第 16 条 本規約等に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 17 条 本規約等の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附 則 (16-UQ-営企 01 号)

本規約は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

附 則 (19-UQ-営企 02 号)

この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

附 則 (20-UQ-営企 03 号)

この改正規定は、令和 2 年 3 月 18 日から実施します。

ただし、この改正規定中、本規約を変更した場合の周知に関する部分については、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（21-UQ-営企 04 号）

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。